

# 江戸

一八五〇年正月―一八五四年六月

## 株仲間再興と名主の活躍

町人の苗字 「江戸時代の百姓や町人は苗字を持っていなかった」という俗説がある。これが誤りであることは最近広く知られつつある。百姓や町人も普通は苗字を持っていた。ただし武士とのやり取りで苗字を使用できなかったのである。したがって、百姓・町人が武士へ提出する書類、あるいは武士が百姓・町人へ宛てて出す書類などには、特別な許可がある場合を除くと、百姓・町人の苗字が記されることはなかった。そのため、武士が構成員である役所、例えば江戸の町奉行所などが保管する書類を通して見ると、江戸の一般

東京市史稿産業篇

第五十八解読の手引き

平成二十九年三月

東京都公文書館

### 目次

株仲間再興と

名主の活躍

今様大江戸瓦版

…………… 1  
…………… 6

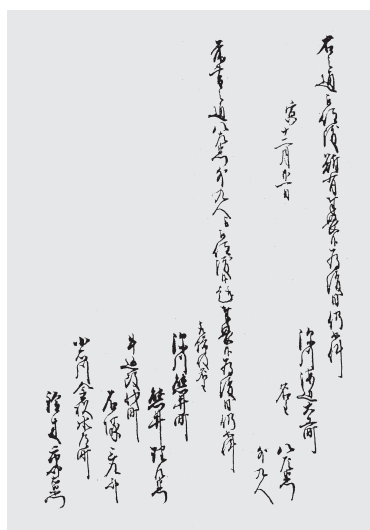
的な町人たちは苗字を持っていなかったのように見えるのである。

江戸町方で町々を支配していた名主たちも身分は町人であり、苗字をそれぞれ持ってはいるものの、町奉行所の書類に苗字は記載されなかった。一方、名主たちの組織内で授受される書類や個々の名主同士が交わす書状などには、しばしば苗字が記される。それらの文書は武士が読むことを前提としていないからである（例えば、本巻二六頁掲載の文書は、名主から名主へ宛てた通達の写で、それが名主の家に保管されたものであり、差し出し人の名主六名の苗字が記載されている）。

**苗字三名主** ところが、江戸町方の名主のなかには、武士との間であっても特別に苗字の使用を許された名主がいた。深川熊井町（後に日本橋堀江町）名主の熊井理左衛門、牛込改代町（後に日本橋新材木町）名主の石塚三九郎、小石川金杉水道町（後に日本橋長谷川町）名主の鈴木市郎右衛門、以上の三名である。この三名主は、天保十三（一八四二）年十二月から安政四（一八五七）年十二月までの十五年間にわたって、苗字使用の許可を得ていた（『東京市史稿』産業篇五十五、八〇六〜八一〇頁、および小林信也『江戸の都市プランナー』柏書房二〇一三年、第六章）。江戸町方の名主で、現在、苗字の使用許可が確認されている例は、この三名主以外にはいない。

三名主は、苗字の使用許可を得ると同時に、惣名主上席という地位に就いている。すなわち、江戸町方の名主全員を取り締まる役目を幕府から命じられたのである（「其身一代苗字差し免し、惣名主上席取り締まり申し付け」、『東京市史稿』同右、八〇七頁）。江戸

町方の名主の総人数は年代によって変動があるが、この時期、約二五〇名である。その名主全員のなかで指導者的な地位にいたのが熊井理左衛門・石塚三九郎・鈴木市郎右衛門の三名主だった。苗字使用の特別許可はその地位を象徴するものだった。



「撰要永久録」公用留巻之三十五  
（東京都公文書館蔵）

**天保改革頓挫後の名主** 三名主が苗字の使用を許され惣名主上席となったのは、天保改革の最中のことである。江戸町方を対象とする改革諸政策の実施にあたっ

ては、当時の都市社会が抱える矛盾の深刻さと改革方針の苛烈さに比例した膨大な行政諸業務が必要となり、市中取締掛・諸色掛という名主組織が新設された。市中取締掛の業務は、町方住民の衣食住その他、生活全般にわたる取り締まりで、その内容は多岐にわたった。諸色掛はいわゆる株仲間解散令の直後に設置された。改革政策の目玉として商人たちの同業者組合である株仲間が廃止されたが、それらの仲間に代わって名主たちが江戸で流通する諸商品の価格などの調査・統制にあたることになったのである。そして、苗字三名主が市中取締掛・諸色掛において中心的な役割を果たすことになった。

こうした名主組織の整備と三名主の抜擢は、天保改革を推し進めようとする老中水野忠邦とその腹心の町奉行鳥居耀蔵の主導で行われた。しかし、天保十四（一八四三）年閏九月に老中水野は失脚し急進的な改革は頓挫する。一方、名主組織の活動と三名主の指導者的地位は水野の失脚にも関わらずそのまま継続した。

改革を機に名主組織が果たす役割は増大し、もはやそれなくして江戸町方の行政は成り立たなくなっていたと考えられる。

**株仲間再興** 嘉永四（一八五一）年三月から翌年四月までの約一年間をピークに、三名主と名主組織がフル稼働する事態が発生した。それは株仲間の再興である。前述のとおり、天保改革の最重要政策のひとつとして、天保十三（一八四二）年十二月に株仲間の解散が命じられた。それから十年目の嘉永四年三月、解散させられた株仲間に対し、享和年間（一八〇一〜〇四）以降で新規に結成された一部の仲間を除き再興が許可されたのである。

株仲間再興における基幹的な作業は、各株仲間の名簿＝名前帳の作成であった。そして諸色掛名主たちにこの作業が任されたのである。

名前帳の作成に前述のごとく約一年もかかったのは、この仕事が多岐にわたる名簿の調製にとどまらない大変な仕事だったからである。そもそもすべての株仲間の名前



「諸問屋再興調」二ノ上  
(国立国会図書館蔵)

帳を調製すること自体が膨大な作業量を要するが、この仕事の本当の難しさは別のところにあった。一番の難題は、株仲間解散以来表面化してきた仲間外の商人の活動実態を株仲間再興の枠のなかに取り込もうとしたことである。当時幕府の最大の関心は、江戸への商品供給を潤沢にして諸物価を抑制することにあった。そのため、そうした仲間外の商人が担っている商品流通の量は確保しつつ、それらの商人の活動に一定の統制を加えることができる体制作りを求めたのである。そのため、従来の仲間商人たちを古組としたのに対し

て、仮組と呼ばれる別枠を設定し、その仮組に仲間外商人たちを編入することになった。ただし、仲間外商人であってもその営業規模が大きい場合などは古組への加入を認めていく方針をとった。当然、こうした措置は、仲間商人と仲間外商人との間での利害調整を必要としたが、しばしば両者は対立した。諸色掛名主による名前帳の作成は、このような問題を解決しながら進めなければならず、非常に困難な作業となったのである。

**水茶屋亀の尾** 諸色掛名主による名前帳の作成が行われた場所は、日本橋本町三丁目の水茶屋亀の尾であった。この亀の尾に名主たちは詰め、商人たちをそこへ召還し、名前帳の原案や古記録の提出などを命じた。

亀の尾における名主たちの名前帳作成の仕事は「下調」と呼ばれた。この「下調」作業は、前述のとおり、約一年たつてようやく一段落している。嘉永五（一八五二）年四月付の諸色掛名主たちの報告書（本巻、四九五〜四九九頁）では、百十件の仲間の名前帳作成が

それまでに終了したこと、そして「下調」がいまだ完了していない仲間の調査が二十一件あることが記されている。このように未完成部分を残すが、ひとまずは仕事が一段落したということで、名主が毎日亀の尾に詰めるというそれまでの動員体制はやめて、今後は一ヶ月に六回程度のペースで寄合を開いていくことにしたいという提案が、この報告書で示されている。つまり、それまでの約一年間、亀の尾での名主寄合は毎日恒常的に開かれていたのである。「当三月以来、昼夜相調」と記す史料も残っている。昼夜兼行の相当長時間の仕事が、水茶屋亀の尾では連日続けられたのであろう。

さらに興味深いのは、株仲間再興の「下調」がほぼ完了した嘉永五年四月以降も、亀の尾の名主寄合が活動を継続し、江戸での諸商人の利害調整を担い続けていくという事実である（小林信也『江戸の民衆世界と近代化』山川出版社二〇〇二年、第七章）。約一年かけて、商人仲間の関係者と直接会って交渉し、また、

すべての仲間の過去と現状とを調べ上げ株仲間再興のかたちを作ったのは、連日、昼も夜もなく亀の尾で働き続けた名主たちであった。この仕事を通じて、名主たちの手元と頭脳には、江戸の商業に関する比類のない質と量の情報が蓄えられ、有力な商人たちとの面識も増えていった。

こうして苗字三名主を中心とする名主組織は、江戸の商業統制において中核的な役割を担うことになったのである。

#### 〔参考文献〕

小林信也『江戸の都市プランナー』（柏書房、二〇一三年）

（専門史料編さん員 小林信也）

# 今様大江戸瓦版

嘉永三年正月より  
嘉永七年六月まで

《嘉永三年―一八五〇》

## 麦湯店での過剰サービスに規制

六月二十四日 町奉行は最近になって往還に出店した麦湯店の過剰サービス規制に乗り出し、問題のある店は即刻取り払いとする通告を市中に発した。夏の宵涼み客を目当てに麦茶を供する店はすっかり江戸の風物詩として定着しているが、火災のリスクと風俗取締の観点から一昨年にも統制が試みられていた。

ところが、最近になって若い女性を雇って接待をさせたり、涼み台で客と酒食を共にさせる店が増え、問題となっていた。さらに門付けと称して、若い女性芸能者を呼び、酒の相手をさせる店も相次ぎ、とうとう強硬措置に踏み切った形だ。なお町屋住居の店舗や、

広場などへ葭簀張での出店許可を得て長く続いている店は、風俗に関わる営業をしていない限り規制の対象外となった。いずれにしても、涼もうとして出かけた麦湯店で過剰サービスを受け、かえって熱いお灸を据えられることのないよう、当分は用心が必要になりそうだ。↓産業58―86頁

## 女芸者、名簿提出による管理徹底

九月三日 この日、北町奉行所御白洲に市中取締掛名主らが召し出され、「女芸者取締令」が通達された。これは嘉永元年（一八四八）八月の御触を遵守させるためのものであるが、そもそも女芸者は全面禁止ではなく、前回は「宥免」という形で町名主が管理徹底をすることでお咎めなしだった。今回の発令は取り締まりが弛んで違反者が出たことによるものだ。

女芸者許可の基準は「親兄弟が働くことが出来ない場合のみ、芸事を生業として茶屋で働くこと。但し一家で一人に限る」というものだ。実娘・実妹のほか、

幼少時から養女としていた者であれば問題はない。しかし複数の女を養女とした上で芸者として働かせていた者もあり、そのため名主の責任において名簿を作成することが義務付けられている。

ある組合から提出された名簿には十四名の記載があり、年齢は十七歳から三十三歳、芸者稼をしている者は二名、芸者稼はせず武家方へ出張する者が六名、料理茶屋へ出張する者が六名となっている。武家方出張の者のなかには、長唄・踊り・義太夫などの指南もしている者がいるという。↓産業篇57―671頁。産業篇58―123頁。

《嘉永四年＝一八五一》

諸問屋組合仲間の再興方針が打ち出される

三月九日 諸問屋組合仲間の再興が今日申し渡された。

天保十二年（一八四一）より組合仲間は停止となっていたが、期待された物価抑制も効果は見られず、かえって商品流通の滞りや価格高騰などの問題を生じさせて

いた。停止直後より町奉行遠山景元は再興を建言したが、時の政権中枢に却下されていた。

再興にあたっては、町奉行・町年寄から上申がなされ、勘定奉行らとの交渉が重ねられた。そして、独占的な商品流通の要因とされた冥加金上納や株数の固定、株札の配布が行われた文化期（一八〇四―一八一八）より前の姿に立ち戻ることで決着した。ただ、廃業や譲渡、新規開業が繰り返され、往時の姿とは変わっているため、現在の人数を基準として取り調べが行われることとなった。

当面は混乱を回避するため、停止以前の者を古組や本組、停止後に開いた者を仮組と分けて名簿作りが進められることとなる。↓産業篇58―209頁。市街篇43―43頁。

享和二年（一八〇二）の江戸の町数は一、八六四町

九月晦日 町奉行の命をうけ、町年寄館市右衛門から享和二年に調査された江戸の総町数が報告された。

当時の総町数は一、八六四町にのぼっていた。要因は数え方にあった。調べたところ、名主二名により支配されている一町は、両者から申告があった場合二町と勘定されていたことが判明。その他、どれほど規模の小さな町や門前町等も丁寧に書き上げた結果、史上最大町数にまで膨れ上がったのである。

また、参考資料として天保二年（一八三一）と弘化四年（一八四七）の総町数も添えられた。それぞれ一、六七九町、一、六八五町。これは勧進能開催に町方からの拠出金算定のために調査したもので、こちらが町数に実態に近いとして提出したものだ。

江戸時代初期、およそ三〇〇の町から出発した江戸。いずれにしてもその拡張と充実は目を瞠るものといえそうである。↓産業篇58―318頁。

### 髪結仲間の再興

十月六日 髪結仲間の再興に伴い、町奉行所・牢屋敷・町年寄役所へ出火の節に駆けつける役を今月十日

から再開することが申し渡された。すでに先月末に髪結株持ち主への鑑札は付与されていたが、ようやく髪結仲間の再結成をめぐる紛争が終止符を打ったことになる。

元々髪結仲間として公認されていたのは髪結株主の団体で、その下には町境・木戸際・橋台等に床を構える出床や、町内に家を借りて店を構える内床といった髪結床を拠点とし、周辺の町々を「丁場」というテリトリイとする親方の経営があった。親方はまたその元に手間取という職人や修行中の弟子を抱えていた。手間取の髪結職人は、親方から預かった「丁場」の中で出張髪結（廻髪結）を営み、その稼ぎの一部を「揚銭」として親方に払っていた。親方もまた自身の収入の一部を髪結株主に「揚銭」として上納していたのである。営業権を株主から賃借していたともいえる。天保十二年（一八四一）に公布された株仲間解散令によって、その翌年には髪結仲間も差し止められ、誰でも営業に参入できるようになると、それまで親方に

雇われていた手間取職人が勝手に稼ぎを行ったり、親方たちが新たな髪結床を作り出したりとの事態が進行、営業テリトリーが入り乱れ、それぞれの揚銭収入も不安定になっていた。

今年三月に諸問屋組合再興の方針が示されると、髪結たちの間では、株仲間禁止以前からの古床と、それ以後に自立した新床の営業権や揚銭をめぐる深刻な対立が表面化、調整が難航していた。

五月頃には、元の髪結株主と新床の者が示談して輕めの揚銭を差し出すことで解決するという基本方針が採用されたが、相対でかけ合っているは埒があかないため、諸色掛名主が介入する形になった。結局、新床の者が支払う揚銭の額が焦点となり交渉が進められていった。

髪結株主の仲間一同は、従来の手間取層から受け取る揚銭はそれまでの三割減、新床から受け取る金額は三割五分から五、六割減という目安で事態の収拾を図ってきたが、今日の申し渡しを機に、さらにいっそうの

減額を認めても穩便に示談を決着する申し合わせを確認した。これでようやく馴染みの職人に髪結・月代剃りを任せる日が戻りそうだ。↓産業篇58―344頁。市街篇43―60頁。

#### 池田屋市兵衛ら派手な遊興で処罰

十一月十七日 向島近辺での大規模な茶番劇と乱痴氣騒ぎに処罰が下った。手鎖を申しつけられたのは、浅草福富町の質屋・池田屋市兵衛ら三名。調べによると、去る十一日、向島の料亭大七の新座敷開きに招かれたのに乗じ、大人数を催しての茶番を発案、八人の女芸者等には大名奥方一行の枯れ野見物のように飾り立てさせ、その他、思い思いの扮装で、市中・在方を遊び歩いたという。続いて屋形船で盛り上がりつつ移動し、最後は今戸町善蔵方にて鳴り物入りで茶番狂言を演じての大騒ぎとなった。この派手な騒ぎの首謀者である池田屋市兵衛は、今年十月、銭相場調整が図られた際に、買い占めに走っていたという風評もあり、厳しい

処分が下されたようだ。↓市街篇43―111頁。

### 《嘉永五年―一八五二》

#### 流人船曳航等、再び廻船問屋が担当へ

三月十八日 町奉行所は廻船問屋たちに対し、將軍の御成や火術稽古の番船、流人船の曳航といった役を再び勤めるよう申し渡した。天保十二年の株仲間解散後、天地丸で品川辺りへ向かう御成や浜御殿へ御成の際に勤める番船、また、佃島海上での火術稽古の番船、流人が出帆する際に島へ向かう船までの小船の曳航について、海手を見通せる沿岸の町々（本湊町など五十六ヶ町、芝如来寺など二ヶ寺門前、東大森村など十九ヶ村、品川獵師町など二ヶ町）が代わって負担することになっていた。だが、このたび諸問屋組合が再興されたことに伴い、以前の通り廻船問屋が勤めることになった。これでよりいっそう円滑な船の差配が期待される。

↓産業篇58―476頁。

#### 江戸城西丸造営へ、職人大動員

八月二十八日 江戸城西丸御殿再建工事に伴う木挽・杣・大鋸・屋根葺きなど職人の動員が始まった。

去る五月二十二日、西丸御殿は大奥御広敷から出火した火災により跡形もなく焼き尽くされた。幕府は、三日後の二十五日から西丸御殿の再建に着手していた。幕府は、まず、西丸御殿の再建にあたり焼け跡の片づけを始めた。焼け跡には、焼けた金・銀・銅・鉄などが散乱している。そこで、金・銀については形が残っているものは御用蔵へ、焼け流れて異物が混じり成分が不純なものは、吹き直した後に御用蔵へ入れることとした。銅については古銅吹所へ引き渡すことになった。鉄については、幕府より町奉行へ、入札方式で町人に売り渡す方針が示され、この旨の町触が出された。次に、造営組織として西丸御普請総奉行に老中阿部正弘、西丸御普請御用掛に若年寄大岡忠固を任命、勘定・作事・小普請・目付・勘定吟味など工事に直接関係する奉行も任命された。

今回の設計方針は、できるだけ短期間での御殿再建を目指すため、これまでの御殿再建時のように、それまで建っていた御殿を踏襲して設計する方式はやめ、極力手間を省いた設計をすることとなった。例えば、御殿の室内について言うと、襖に描かれる絵に幾度も重ね貼りしていた金箔は砂子に、手の込んだ格天井は簡便な板天井に変える等である。また、再三の火災による御殿焼失と再建に頭を悩ませてきた幕府は、防火壁の採用についても検討に入った。

建築資材は、材木を紀州藩・尾張藩からの献木のほか、尾張藩領内木曾山と江戸市中からの買い上げで充足し、石材は小田原藩から調達する。金箔・金泥・金粉などの金類は、幕府の威厳を示す重要な材料であるので大量に必要であるが、市中のものだけでは足りないため京都・大坂からも買い上げる予定である。

これら建築資材については、市中のものが不足し値が高騰することを不安視する声もある。↓皇城篇3―

987頁。産業篇58―565頁。

弛む奢侈禁止令に喝！最も問題なのは武士…!!

十一月十七日 この日、奢侈取り締まりが弛緩しているとして、料理菓子類、鉢植物、女性の履物に関する町触・申渡が相次いで発せられた。

先月、老中阿部正弘は独自の情報をもとに市中取締筋に弛みが見受けられる事項を列挙し、町奉行に実態探索と対策案の策定を命じた。これを受けた町奉行からの上申をもとに発令されたのが今日の三件の取締令だった。町奉行所による事実確認によれば、高級品に見せ掛けた安物を使用していたりとほとんどが噂の域を出ず、様子見や注意喚起で済ませられる程度のものも少なくなかった。しかし、料理菓子類は、高値になりがちな初物などは確認されなかったものの、特注品で高価なものを作っていたことが問題視された。また、履物に関しては、素材はともかく、使い捨てのものに見栄えがする細工を施している事例が指摘されていた。もっとも問題だったのは鉢植物だ。昨年から流行している小万年青こおもとせ（小藜蘆）については、他と比べて段



「小おもと名寄」（国立国会図書館蔵）

違いに高価なものが出回っていることが確認された。二月の町奉行所隠密廻りによる探索では、五十〜八十両で売買された事例があり樽では三百両もの値がついた万年青もあるという。鉢植物は三両以上のもは禁止されているから、百倍もの値がつけられたことになる。

さらに問題なのは栽培者であろう。素人栽培者の中に武家の隠居や僧侶などが含まれているのだ。趣味ならば

いざ知らず、町人に交じり損得勘定で売買を行うなど言語道断、武士の恥だと上層部では憤っている。↓産業篇58―442頁、599頁、625頁、626頁、627頁。

# 《嘉永六年―一八五三》

## 湯屋の二階に美女は禁止

二月十九日 湯屋の二階で脱衣の番をしたり、風呂上がりの客に菓子を販売したりする二階番。今日、若い女性をその二階番に雇ったり、二階番の他に茶汲み女を置いて営業していた五軒の湯屋が吟味を受け、市中のすべての湯屋について同様の業態が行われていないか調査が求められた。町奉行所隠密廻りの極秘報告書によると、今回摘発されたのは高輪・芝・三田方面の五軒の湯屋で、十六歳から二十一歳までの若い女性が雇用していた。これまで二階番は男性が勤め、菓子の売り上げが収入になるため、湯屋に敷金を払って住み込みで働いていたという。しかし、この他に若い茶汲み女を雇うとどつと客が押し寄せ、単身赴任の地方武



湯屋の二階のようす（「賢愚湊銭湯新話」国立国会図書館所蔵）

士ともなると、五、六十文の茶・菓子に百文を払い、「釣りはいらぬ」という始末。収入は大幅に増加、茶汲み女に相応の支払いをしても十分に元が取れる勘定だという。今後は取締が強化され、湯上がりの美女は幻の存在となる。↓産業58—661頁

#### ペリー来航、厳戒態勢

六月三日 相模国浦賀沖（神奈川県横須賀市）に、アメリカの東インド艦隊司令官で遣日特使に任命されたペリー率いる、蒸気船二艘・帆船二艘からなる船団が現れた。幕府は前もって、長崎のオランダ商館長の報告書や漂流民らの尋問により、アメリカの動向を把握していたという。ただ、幕府中枢部の危機感の薄く、きちんとした対応はとられていなかったようだ。

慌てた幕府は、いよいよ浦賀での説得が失敗した場合、ペリーらが江戸湾内まで進入、武力行使に出ることも想定し、江戸湾沿岸の防備に着手することになった。芝から品川までの沿岸に屋敷を持つ大名や江戸城

門番を担当する者たちに対し、防備を怠らないよう命じた。特に、羽田に長州藩、品川御殿山に福井藩、芝高輪に姫路藩、浜御殿に高松藩、佃島・鉄砲洲に徳島藩、深川に柳川藩を配置し、沿岸一帯の防備を徹底させることになった。また、先手組に昼夜にわたる江戸市中の巡回を命じるとともに、非常時の警報手段として半鐘の利用を指示している。万が一、異国船が江戸湾に乗り入れた際は、八代洲河岸の火消役や大名屋敷の火の見櫓より、火災と勘違いしないように早半鐘を打ち鳴らして知らせることとなった。さらには、日光輪王寺宮や伊勢神宮、増上寺に対し、攘夷や世上静謐の祈祷・祈願も命じている。

沿岸警備を担当した藩では、大砲が足りない場合、寺院の梵鐘で誤魔化したとも。武士のなかには武器や武器を持っておらず、古道具屋などで急遽準備した者もいるという。鎧の装着方法を図示した解説書も出されていた始末である。

一方の庶民はというと、異国が軍艦で開国を求めて

きたという状況の実感が薄いのか、多くの者が見物に出て、小船で近づく者も絶えなかった。世情を皮肉る狂歌や落咄、風刺画なども数多つくられ、楽しんでいくのようにも見える。↓港灣篇2―885頁。市街篇43―650頁。

#### 《嘉永七年―一八五四》

#### 上方への状箱運送中に暴行を受ける

二月十九日 夕七ツ時前、新両替町三丁目往還の中ほどで暴行事件が起きた。事件の発端は、火事場見廻り徒士・石橋久蔵（三十五歳）が、人足・鉄五郎（三十二歳・元大工町清兵衛店弁次郎こと）とのすれ違いざまに「肩が触れた」と言いがかりをつけたことから口論となり、暴行を加えたことによる。久蔵は、すぐさま取り押さえられ、現在、町内自身番屋に留め置かれている。

この日、鉄五郎は老中・久世大和守から京都所司代・脇坂淡路守と大阪御城代・土屋采女正への御用物と御

状箱を運ぶ行列の一行の中にいた。一方、久蔵は、火事場見廻り・藤堂乗之丞配下の徒士で、築地にある同役・戸川内蔵助宅での寄り合いに仲間とともに出掛けた帰りであった。この暴行事件には、鉄五郎とともに荷を運んでいた人足・藤次郎（四十一歳・南伝馬町一丁目清右衛門店）も巻き込まれた。御状箱の上蓋は血まみれとなり、藤次郎が持っていた御用高張提灯は無残にも壊れた。

久蔵は「行列が公儀のものであるとは分からなかった」と訴えているが、久蔵を知ると「元々がさつ者」とのことである。

鉄五郎と藤次郎は深手を負う重症で、医者により怪我の手当が行われたが、完治には時間がかかりそうだ。

↓市街篇43―924頁。

### 富裕な商人らに御用金を申し付ける

五月二十五日 町奉行所は、四月六日に発生した御所炎上に伴う造営費、外国船来航に対処する海防費など、

度重なる莫大な入用負担を補うため、富裕町人に御用金上納を命じた。

御用金令は宝暦十一年（一七六一）を初見とし、これまで計六回にわたり実施されている。主な名目は米価調節費であったのに対し、海防費としての徴収は初となった。

六月朔日から五日までの間に呼出を受ける町人は総勢二七名、総額二十万五千五百両が納められる予定だ。この内、高額上納者としては勘定所御用達の三谷三九郎、鹿島清兵衛で五千両と伝えられている。

今回対象となる町人以外にも、引き続き該当者の調べが進んでいる。↓市街篇43―996頁。産業篇58―910頁。

### またも火薬が爆発―今度は淀橋で水車吹き飛ぶ

六月 十一日早朝五時過、柏木淀橋町付近で火薬製造中の淀橋水車が三度爆発、町続きの家が百五十メートル余、幅十メートルに渡って焼失、爆風により近隣一帯も大きな被害を受けた。死者や怪我人も多数出てい

る模様で、付近住民の懸念が最悪の形で現実となった。

御府内や周辺地域では、火薬製造を委託された水車が今年春に入ってから続けざまに爆発していた。四月の武州荏原郡小山村での爆発では、死骸がバラバラになってしまった者もいるという。その直後に火薬製造の管理体制に関して御触が出されたが、守られているかは疑問で、不安の声は絶えなかった。

淀橋水車は昨年七月に「御用鉄炮葉製法所」を、十一月に「西洋砲御貯御用合葉製場」の公儀御用を仰せ付けられ、柏木淀橋町の住民も「御公儀の御用ならば」と特に反対もしていなかった。しかし他地域の爆発事故に不安を覚え、名主に場所替えを願い出るよう迫ったが、そもそも名主が誘致したために聞き入れられなかったという。そこで住民は、領主である臨済宗麟祥院を頼って訴願を提出した。五月半ばの時点で町奉行まで歎願が届いていたが、そこから場所替えの話は進まず、事故に至った。

公儀や諸大名方は火薬の在庫を増やしたい、製造者

も金になるためどんどん製造する、という方式が出来上がり、安全性は二の次となっているのではないか。迷惑を被るのは近隣住民達で、いざという時にはさっさと逃げるしかないようだ。

なお、淀橋水車の持主は、爆死した様子はなく行方不明とされていたが、直後に町奉行所に駆け込んでいたらしく、吟味中は牢屋入りとなっている。↓産業篇  
58—870頁。